船舶救命設備規則解説

条	船　舶　救　命　設　備　規　則	解　　説
	船舶安全法（昭和８年法律第１１号）第２条第１項の規定に基づき、船舶救命設備規則を次のように定める。 第１章　総則（第１条－第４条） 第２章　救命設備の要件 　第１節　通則（第５条－第７条） 　第１節の２　救命器具 　　第１款　救命艇（第８条－第２０条） 　　第２款　救命いかだ（第２１条－第２５条の２） 　　第３款　救命浮器（第２６条・第２７条） 　　第４款　救助艇（第２７条の２－第２７条の７） 　　第５款　その他の救命器具（第２８条－第３０条の５） 　第２節　信号装置（第３１条－第４３条） 　第３節　進水装置等 　　第１款　進水装置（第４４条－第４６条の３） 　　第２款　乗込装置（第４７条・第４７条の２） 第３章　救命設備の備付数量 　第１節　救命器具 　　第１款　第１種船（第４８条－第５５条の３） 　　第２款　第２種船（第５６条－第６１条の２） 　　第３款　第３種船（第６２条－第６７条） 　　第４款　第４種船（第６８条－第７２条） 　第２節　信号装置（第７３条－第８２条の２） 　第３節　進水装置等（第８３条－第８６条） 第４章　救命設備の積付方法（第８７条－第９６条の３） 第５章　救命設備の表示（第９７条・第９８条） 附則	
第１条	第１章　総則 （総トン数） 　この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和３８年運輸省令第４１号）第６６条の２の総トン数とする。	第１章　総則
第１条の２	（定義） 　この省令において「第１種船」とは、国際航海(船舶安全法施行規則第１条第１項の国際航海をいう。以下同じ。)に従事する旅客船をいう。 ２　この省令において「第２種船」とは、国際航海に従事しない旅客船をいう。 ３　この省令において「第３種船」とは、国際航海に従事する総トン数５００トン以上の船舶であって、第１種船及び船舶安全法施行規則第１条第２項第１号又は第２号の船舶（同項第２号の船舶にあっては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）以外のものをいう。 ４　この省令において「第４種船」とは、国際航海に従事する総トン数５００トン未満の船舶であって、第１種船及び船舶安全法施行規則第１条第２項の漁船以外のもの並びに国際航海に従事しない船舶であって、第２種船及び同項の漁船以外のものをいう。 ５　この省令において「短国際航海」とは、国際航海であって、その航海において、船舶が、旅客、船員その他の乗船者を安全な状態に置くことができる港又は場所から２００海里以内にあり、かつ、航海を開始する国における最後の寄港地から最終の到着港までの距離が６００海里を超えないものをいい、「長国際航海」とは、短国際航海以外の国際航海をいう。 ６　この省令において「タンカー」とは、引火性の液体貨物のばら積み輸送に使用される船舶をいう。 ７　この省令において「限定近海船」とは、国際航海に従事しない船舶であって近海区域を航行区域とするもののうち船舶設備規程（昭和９年逓信省令第６号）第２条第２項の告示で定める本邦の周辺の区域のみを航行するものをいう。	1-2.6(a)　「タンカー」には、引火性の液体物質のばら積み輸送に使用されるタンク船を含む。
第２条	（救命設備の分類） 　救命設備を次のとおり分類する。	

	1　救命器具 イ　救命艇 （1）　部分閉囲型救命艇 （2）　全閉囲型救命艇 （3）　空気自給式救命艇 （4）　耐火救命艇 ロ　救命いかだ （1）　膨脹式救命いかだ （2）　固型救命いかだ ハ　救命浮器 ニ　救助艇 （1）　一般救助艇 (一)　膨脹型一般救助艇 (二)　固型一般救助艇 (三)　複合型一般救助艇 （2）　高速救助艇 (一)　膨脹型高速救助艇 (二)　固型高速救助艇 (三)　複合型高速救助艇 ホ　救命浮環 ヘ　救命胴衣 ト　イマーション・スーツ チ　耐暴露服 リ　保温具 ヌ　救命索発射器 ル　救命いかだ支援艇 ヲ　遭難者揚収装置 2　信号装置 イ　自己点火灯 ロ　自己発煙信号 ハ　救命胴衣灯 ニ　落下傘付信号 ホ　火せん ヘ　信号紅炎 ト　発煙浮信号 チ　水密電気灯 リ　日光信号鏡 ヌ　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ル　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ヲ　レーダー・トランスポンダー ワ　捜索救助用位置指示送信装置 カ　持運び式双方向無線電話装置 ヨ　固定式双方向無線電話装置 タ　船舶航空機間双方向無線電話装置 レ　探照灯 ソ　再帰反射材 ツ　船上通信装置 ネ　警報装置 3　進水装置等 イ　進水装置 （1）　救命艇揚卸装置 （2）　救命いかだ進水装置 （3）　救命浮器進水装置 （4）　救助艇揚卸装置 （5）　救命いかだ支援艇進水装置	

	ロ　乗込装置 （1）　乗込用はしご （2）　降下式乗込装置	
第３条	(特殊な救命設備) この省令の規定に適合しない特殊な救命設備であって管海官庁（船舶安全法施行規則第１条第１４項の管海官庁をいう。以下同じ。）がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものについては、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。	(特殊な設備) 3.0(a)　特殊な救命設備については、資料を添えて、検査測度課長まで伺い出ること。
第４条	(特殊な船舶) 潜水船、推進機関及び帆装を有しない船舶（係留船を除く。）その他管海官庁がこの省令の規定を適用することがその構造上困難であると認める船舶については、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。	(特殊な船舶) 4.0(a)　次に掲げる船舶は、特殊な船舶として取り扱って差し支えない。この場合において、(1)から(3)までの船舶の救命設備については、資料を添えて、検査測度課長まで伺い出ること。 (1)　水上用エアクッション艇 (2)　無寝床旅客のための輸送に使用される第１種船 (3)　新技術開発のために使用される新形式の船舶 (4)　例外的状況(例えば、回航、遭難船員の引き取り等)において単一の航海に従事する船舶 (b)　総トン数５トン未満の船舶であって、沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付ける救命設備については、小安則に定める小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命胴衣に適合するものは、それぞれ救命設備規則に定める救命浮環又は救命胴衣に適合するものとして取り扱って差し支えない。 (c)　第３種船であって、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準じるものについては、特殊な船舶として取扱い、救命設備のみならず防火構造等の他の基準も含め「2008 特殊目的船コード＜IMO A. 256(84)＞を全面的に適用する場合に限り、同コードによって救命設備を施設することとして差し支えない。 (1)　海上保安庁の巡視船 (2)　観測船、サルベージ船、漁業取締船、漁業調査船 (3)　練習船 (4)　工船